

コンビニ納付が始まりました！

休日・夜間も大丈夫

市税・使用料など コンビニ納付できます

平成27年8月10日以降に発行された納付書は、市税・使用料等を従来の金融機関に加え、コンビニエンスストア及び九州各県(沖縄県を除く)内のゆうちょ銀行及び郵便局もご利用いただけます。

納められる税金・料金

◆市県民税(普通徴収分)◆固定資産税◆都市計画税◆軽自動車税◆国民健康保険税◆介護保険料◆後期高齢者医療保険料◆保育料◆温泉使用料◆市営住宅使用料◆道路占用料◆指宿市奨学資金◆指宿市大重・岩崎奨学資金◆上水道料金・下水道使用料

取扱いコンビニ店舗

◆エブリワン◆セブン-イレブン◆ファミリーマート◆ローソン など
(その他のコンビニ店舗は納付書の裏面でご確認ください)

納付書の様式 が変わります

- ◆一枚ごと(つづられていない状態)の単票になっています。
- ◆「税・手数料の種類」「期別」「納期限」を確認して納付してください。
- ◆領収印が押印された領収証書とレシートは必ず受け取り大切に保管してください。

コンビニ納付 できない納付書

- ◆平成27年8月9日以前に発行された納付書(バーコードが印字されていない納付書)
- ◆納付書一枚あたりの金額が30万円を超える納付書
- ◆バーコードがないものや、汚れや破損などによりバーコードが読み取れない納付書
- ◆コンビニ使用期限を過ぎている納付書 ◆金額を訂正した納付書

項目	内容
口座番号	02050-3-960189
加入者名	指宿市会計管理署
納付金額	999,999,999
期別	1期
納期限	平成27年10月31日

指宿市役所 ☎22-2111

問 市税等に関すること 税務課収納対策室納税係 内 231・234・235・236

問 上水道料金に関すること 水道課業務係 **内** 383・384

問 その他の料金等に関すること 各担当課へお問い合わせください。